DLPへの変更の申請資格・申請方法

DLPへ変更を希望する学生は、以下の要領で申請することが可能である。DLPに変更となった場合、DLPを継続する条件や既に修得した単位の算入区分が変更となる場合もあるので、履修要項の異文化コミュニケーション学科履修規定(一般・TBP) 9 DLPへの変更で詳細を必ず確認した上で申請を行うこと。一度、DLPへの変更が認められると申請の取消をすることはできない。

1. 申請資格

各申請学期終了までのGPAが3. 0以上であることと以下の英語外部試験のスコアのいずれか1つ以上を満たしていることが申請の資格となる(英語外部試験の証明書の有効期限は2年)。

【英語外部試験のスコア】

TOEFL iBT 80, TEAP (R/L, W, S) 332, TEAP CBT671, IELTS 6.0, 英検 CSE2400

2. 申請方法

DLPへの変更を希望する者は以下の申請書類を該当する申請期間に提出し、学科の判定を受ける必要がある。

【申請書類】英語外部試験スコア(原本を写真撮影した画像ファイル)

3. 申請期間・場所

<4 月入学者>

	日時	場所
DLPへの変更申請	2025年1月14日(火)~ 1月16日(木)17:00	オンライン申請フォーム
DLPへの変更可否発表	2025年3月19日 (水)	異文化コミュニケーション学部 WEB 掲示板

<9月入学者>

	日時	場所
DLPへの変更申請	2024年6月27日(木)~ 7月19日(金)17:00	オンライン申請フォーム
DLPへの変更可否発表	2024年9月10日(火)	異文化コミュニケーション学部 WEB 掲示板